

保護者 様

大阪府立泉北高等支援学校  
校長 池田 かつり

### 「学校感染症等に係る登校に関する意見書」の提出について（お願い）

日ごろから、本校の教育活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、下記に示すような感染症に罹患（罹患の疑いも含む）した場合、学校保健安全法第19条により、出席停止（欠席日数には数えない）となります。

登校する際には、別紙「学校感染症等に係る登校に関する意見書」を医師に記入していただき、学校（保健室）へ提出してください。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症につきましては、「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症にかかる投稿に関する保護者確認届」で代用できます。

《参考》

感染しやすい感染症と、その出席停止期間について

病名	出席停止期間
流行性感冒（インフルエンザ）	発症後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後、1日を経過するまで
百日咳	特有の咳消失、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（3日ばしか）	発疹がなくなるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	主要症状が消えた後、2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、ノロウイルス感染、その他の感染症は、感染の恐れがないと医師が認めるまで	

◎上記のような病気の診断を受けた場合は、学校に連絡してください。なお、病状により医師が感染の恐れがないと認めたときはこの限りではありません。



インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に係る登校に関する保護者確認届け

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条により、出席停止（欠席日数には数えない）となります。

登校する際には、本紙「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に係る登校に関する保護者確認届け」（保護者記入）の提出をお願いいたします。

-----  
-----

切 り と り

＜ インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に係る登校に関する保護者確認届け ＞

インフルエンザ（      型）に罹患したため、療養をしていましたが、  
発症後 5 日間を経過し、かつ、解熱後 2 日間経過したので \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日より登校します。

新型コロナウイルス感染症に罹患したため、療養をしていましたが、  
発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快後、1 日経過したので \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日より登校します。

受診した医療機関名： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年      組

生徒名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_ 印